

鷹場領主と地域・環境：幕末期の横井家鷹場を事例に

山崎，久登
東京都立砂川高等学校：教諭

<https://doi.org/10.15017/2560397>

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 4, pp.45-56, 2020-03-20. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



鷹場領主と地域・環境
— 幕末期の横井家鷹場を事例に —

山 崎 久 登

鷹・鷹場・環境研究 vol.4

2020 年 3 月

鷹場領主と地域・環境 —幕末期の横井家鷹場を事例に—

Lord of the Hawking Grounds, the Community and the Environment : A Case Study of Yokoi's Hawking Grounds at the End of the Edo Period

山崎 久登

YAMAZAKI, Hisato

[要旨] 本論文は、尾張藩の重臣である横井家の鷹場を対象とし、鷹場領主とはいかなる存在であるのか、また家の由緒と鷹場支配がどのように関わっているのかを検討したものである。その結果、明らかになったのは以下の三点である。第一に、知行権を有さない地域において、鷹場によって領民と支配・被支配の関係を結び、御救行為を行う主体として鷹場領主を位置づけた。第二に、「鷹の家」としての由緒を有する横井家が、かつての知行地において鷹場支配を復活させ、輪中という地域環境に応じた支配を行おうとしていたことを明らかにした。第三に、鷹場領主の限界性を指摘した。鷹場の復活によって鳥の生息環境が保護されたことにより、横井家の鷹場村々では深刻な鳥害が生じるようになった。この環境の変化は鷹場内領民の生活・生存を脅かすことになる。そうした中で、村々は「御救」の論理を逆手にとって、鷹場の返上を求めていくことになるのである。

[Abstract]

This paper discusses the hawking grounds of Yokoi clan, senior vassals in the Owari Domain, and investigates the post of “lord of the hawking grounds” and the relationship between the clan lineage and control of the grounds.

Three points were clarified. First, in a region where a clan had no fief rights (*chigyō-ken*), depending on hawking grounds, the user would join in the control or controlled relationship with the domain's people and the lord of the grounds was appointed as an “act of public welfare” (*osukui kōi*). Second, the Yokoi clan, with its lineage right to serve as “the hawking clan,” revived hawking grounds on what was previously fief territory and controlled with adaptation to the local environment (*waju*). Third, limitations on the lord of the hawking ground were indicated. The revival of hawking grounds meant protection of habitat for birds, while hawking caused serious damage to birds of villages within hawking grounds. These environmental changes came to threaten livelihoods of domain people living within villages of Yokoi clan's hawking grounds. This was an unexpected reversal of the original theory that grounds would serve for “public welfare” (*osukui*), and led to calls to revoke rights of hawking grounds.

はじめに

江戸時代における鷹場の研究は、主に江戸周辺を対象とし、地域編成の手段としての視点から展開してきた。そこでは、所領支配が錯そうする同地域を、幕府がどのように支配しようとしたのか、ということが主たる課題であった⁽¹⁾。また鷹狩りを支える放鷹制度がいかなるものであり、鷹場が地域の環境にどのような影響を与えてきたのかという点についても研究が進められてきた⁽²⁾。その一方で、福岡藩⁽³⁾・彦根藩⁽⁴⁾・尾張藩⁽⁵⁾などの各地の藩鷹場の個別実証的な研究も積み重ねられてきたのが鷹場研究の現状である。

このようにして、鷹場の研究は深められてきているが、問題が精緻化し、隘路に入りつつあるともいえる。そうした中で重要なのが、鷹場研究と村落研究との間でどのように成果を共有し、研究史上の架橋をしていくかということであろう。そのテーマの一つとして筆者は村落史研究において「生活を成り立たせるシステム」としての鷹場の研究がないことを問題として指摘したい。たとえば、深谷克己

氏⁽⁶⁾の「百姓成立論」においても、生業としての「狩猟」をどう位置付けるのかという視点が欠けている。百姓の生業の多様性に着目した平野哲也氏⁽⁷⁾の研究でも鷹場の問題は捨象されている。

こうした状況に陥っているのは、村落を対象とした研究者の中でも、無前提に鷹場を「民衆の生活を阻害するシステム」として捉えていることに原因があると考えられる。たとえば、近世畿内の水田で行われた漁労と水鳥猟の実態を検討した佐野静代氏は、多くの研究では鷹場保護の一環として触れられるのみであって、農民による水田での鳥猟を論点とした研究が見られないことを批判している⁽⁸⁾。しかし、鷹場保護の中で民衆の生業は如何にして成り立っていたのか、という視点は欠如している。

そこで、前稿では、「生活者としての民衆」の立場から鷹場を捉えなおし、また個別領主権の視点を導入して鷹場制度の新たな性格を明らかにすることを試みた⁽⁹⁾。事例は、尾張藩重臣横井家の鷹場である。その結果、横井家の鷹場では民衆の生業維持が第一に考えられている実態が明らかになった。たとえば、横井家当主らが死去すると服喪の

ため狩猟はできなくなるが、横井家が狩猟を控えている期間よりも早く、民衆側には狩猟を許可する配慮がなされていた。こうした鷹場支配は従来明らかにされてきた鷹場支配の実像と大きく異なるものである。民衆の生業を維持するために行われる横井家の施策を「御救」行為としてとらえ、その主体たる同家を鷹場領主⁽¹⁰⁾として概念化した。

その上で、課題となったのは、以下の諸点である。

- ・鷹場領主の概念を明確化すること。そのために御救行為の実態について精緻に見ていく必要がある。

- ・横井家の由緒が、鷹場復活運動とどう結びついているのか触れることができなかった。特に天保13年(1842)以降の動向については未検討であった。

- ・横井家の鷹場は、水害が多発する輪中地帯に位置している。その地域特性が同家の鷹場支配にどう影響したのか。

本稿では上記の3つの課題について迫っていききたい。まず、1で横井家がなぜ鷹場復活運動を進めていくのか、横井家と鷹の関係を掘り下げる。続いて2では、鷹場領主としての横井家が行った施策と、鷹場村々による鷹場返上歎願について検討する。その中で水害地帯にある鷹場領主の姿と、その支配の限界性について検討していきたい。

なお、本稿では主に参考文献・資料として『八開村史』の通史編・資料編を用いる⁽¹¹⁾。

1 横井家の由緒と鷹狩り・鷹場⁽¹²⁾

①横井家と鷹のつながり

ア 系譜

横井家は、鎌倉時代の執権・北条氏の流れをくみ、室町時代後期に尾張国海東郡・海西郡を領した国人の一族である。図1の系図のように、赤目横井家を宗家として藤ヶ瀬横井家・祖父江横井家を分出している。以後、本稿で表記する横井家とは赤目横井家のことを指す。

横井家の初代時永は明応2年(1493)に海西郡へ入り、赤目城を築いた。横井家が北条から横井に苗字を改めたのは、この時永の代であり、国人領主として海東郡・海西郡で勢力を築いた。四代時泰は、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康に仕え、六代時安の代に松平忠吉⁽¹³⁾の幕下に加えられた。元和6年(1620)には尾張藩の初代藩主である徳川義利(義直)のもとで、海西郡15か村・中島郡11か村を領することとなる。その後、正保2年(1645)に尾張藩で高概⁽¹⁴⁾が行われ、横井家の尾張国の所領は落伏村(後に赤目村と改称)を残して没収となり、美濃国羽栗郡・中島郡等で替地(高六千石)が与えられた。

このように横井家は中世以来、時の権力者とも結びつく

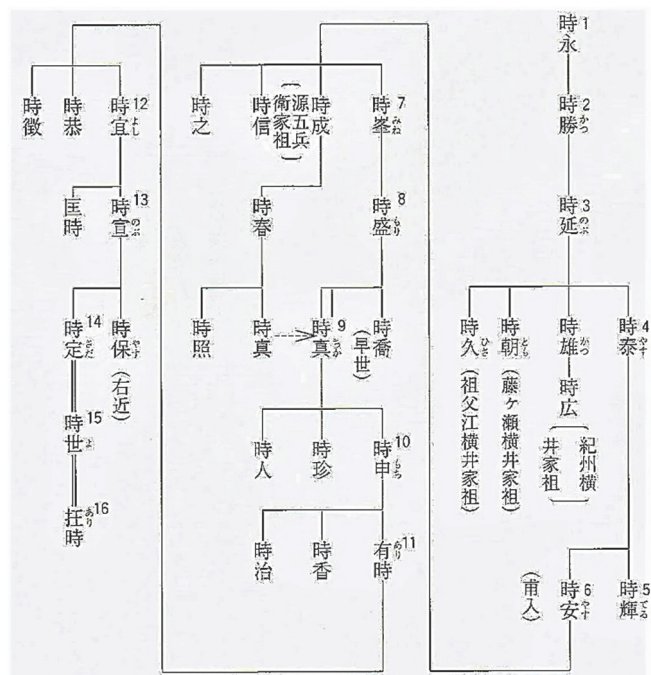


図1
『八開村史 通史編』150頁の図4-18
(飯尾利夫氏作成)を転載。

中で⁽¹⁵⁾、赤目を中心とした所領を支配してきたのであるが、その地が正保2年に失われることになる。この旧領への意識が、後に触れる通り、同家が鷹場増拝領を求める一つの要因となっていく。

イ 横井家と鷹

横井家においては、三代時延または四代時泰の代に鷹狩りを行うようになったとされる。天正19年(1591)に豊臣秀吉より全国どこにおいても鷹を使用することを許された、時泰宛朱印状が横井家文書に残されている⁽¹⁶⁾。この鷹の使用許可については、『横井家御家譜』にもみえる⁽¹⁷⁾。

また、横井家には『鷹之書』というハヤブサの飼育法を記した書物も残されている⁽¹⁸⁾。同書が成立したのは寛永8年(1631)6月であり、末部分には横井時安の花押が書かれている。尾張藩の儒官である堀杏庵が記した序文の中で、横井時安が徳川義直に鷹狩りの範を示したこと、また時安が「祖父伝来の秘奥を集め」という旨の記述がある⁽¹⁹⁾。

こうした中で、寛永18年には、横井伊織が「鶴以下御免許之事」となっている⁽²⁰⁾。また赤目横井家以外でも、藤ヶ瀬横井家も鷹場を拝領し、横井時衡が著した『古今亀鑑』では横井家の先祖が「揚鷹」という技術を生み出したことを伝えている⁽²¹⁾。さらに祖父江横井家は尾張藩の代々の鷹匠頭を務める家であった。尾張藩では、横井時尚に命じて、生類憐みの令によって技術が断絶していた家伝の「揚鷹」を再興させている。こうしてみると、横井家にとって、鷹

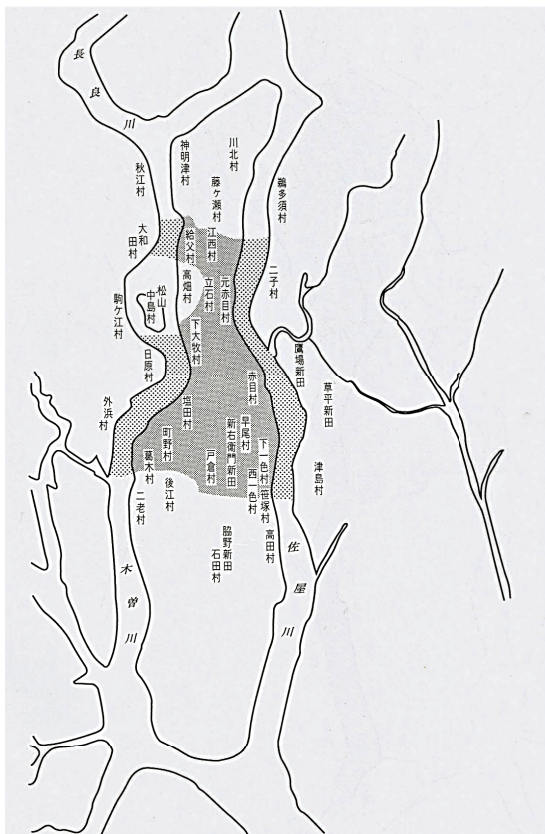


図2
『八開村史 通史編』179頁の図4-24(飯尾利夫氏作成)
を転載。

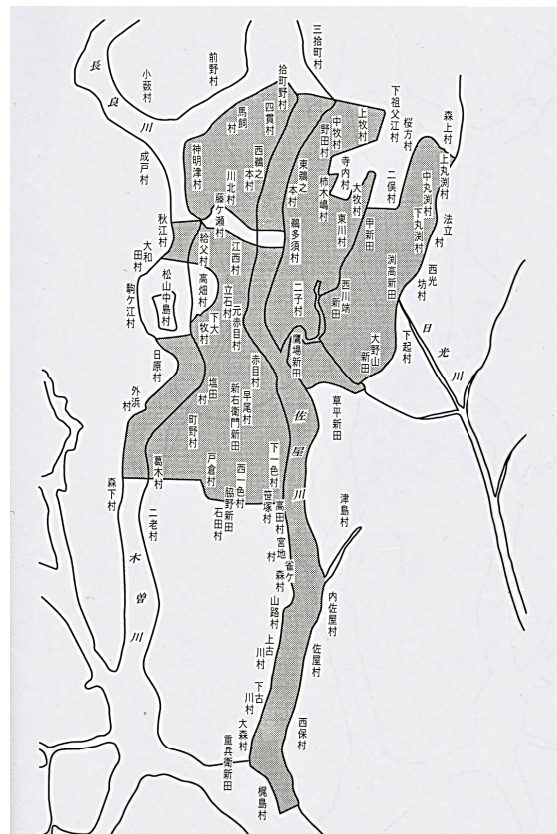


図3
『八開村史 通史編』180頁の図4-25(飯尾利夫氏作成)
を転載。

狩りの技術とは一族を挙げて継承していったものであるといえよう。

以上のように、横井家にとって鷹狩りの技術(鷹術)は、秀吉の時代より受け継いできたものであり、同家の由緒を語る上で重要な要素となっていたのである。また、赤目横井家(横井伊折家)だけではなく、藤ヶ瀬・祖父江の横井家も含めた横井一族によって鷹狩りとその技術は継承されていったのであった。

②横井家の鷹場と地域性

ア 鷹場領域の変遷

横井家の由緒書によれば、元和6年(1620)に領した知行地およびその周辺は、横井家の鷹場ともなっていたことが記されている⁽²²⁾。しかし元禄6年(1693)、生類憐みの令のために同家の鷹場は返上となった⁽²³⁾。その後、徳川吉宗のもとで幕府の鷹場が復活すると、享保2年(1717)に横井家は領地である赤目村(落伏村)⁽²⁴⁾で鷹狩りを行うことを許されている。横井家は鷹場をこの時点では有してはいなかったが、その後天保5年(1834)に14か村を鷹場として拝領した(図2の木曽川・佐屋川に挟まれた地域)。

その後、天保13年12月、木曽川・佐屋川の一部も横井家の「鷹場付」となり、鷹場と同様の取締が行われるようになる(図2の木曽川・佐屋川の網掛け部分)。ただし、木曽川は原則として尾張藩の川であって、中央を境と心得て漁簍を行うこととされた。また殺生の鑑札は全て尾張藩の川並奉行所が発行していることから分かるように、木曽川の支配権はあくまで尾張藩にあった。

嘉永4年(1851)には、新たな領域を鷹場として拝領した。その村名は図3(色のついている部分)・表1にある通りである。これを見ると、近世初期に横井家の知行地だった村の中で、鷹場領域に含まれていないのは上祖父江村等5か村である⁽²⁵⁾。旧領のほとんどが鷹場に組み込まれたと評価してよいだろう。

イ 鷹場支配の実態

近世前期の鷹場については、どのような支配が行われたかは史料がないため定かではない。ここでは、近世後期のみに触れていきたい。

天保5年から嘉永4年までは、横井家の用人岩田小弥太が鷹場の庶務を担っている。そのうち、天保7年までの期間は、立松久兵衛との二人体制であった⁽²⁶⁾。この両名(天

表1 横井家の鷹場村と運上

組入	村名	旧領	返上	魚運上	鳥運上
天保5年	赤目村	★			
	早尾村			●	●
	下一色村				●
	笹塚村	★			
	西一色村			●	●
	新右衛門新田			●	●
	戸倉村	★		●	
	葛木村				●
	町野村				●
	塩田村				
	下大牧村	★		●	●
	給父村	★		●	●
	江西村	★		●	●
	元赤目村	★	☆		●
	立石村	★		●	
嘉永4年	上牧村	★	☆	●	
	中牧村	★	☆	●	
	野田村	★		●	
	東鵜之本村	★			
	柿木島村	★	☆		●
	鵜多須村	★			●
	東川村	★	☆		●
	大牧村	★	☆		●
	二俣村	★			
	領内草平		☆		●
	山崎村				
	甲新田				●
	森上村				
	上丸渕村				●
	丸渕村				
	中丸渕村				●
	中島新田				●
	甲山新田				●
	下丸渕村				●
	渕高新田			●	
	大野山新田			●	●

表1 出典

【鷹場村名】

- ・天保五年～嘉永二年「御鷹場村々願達之重帳」（『資料編』3、630頁）
- ・嘉永四年「御鷹場村々願達之重帳」（『資料編』3、649～652頁）

嘉永4年	西川端新田			●	●
	津島車田				●
	新九郎新田				
	領内流新田				
	草平新田				
	鷹場新田				
	吉十郎新田				
	古赤目村	★			
	二子村	★	☆		
	神明津村			●	●
	馬飼村			●	●
	四貫村	★		●	●
	拾丁野村			●	
	川東村				
	西鵜之本村	★		●	
	神明津新田				
	川北村	★		●	●
	津島神領				
	内佐屋村				
	佐屋村				
	西保村				
	梶嶋新田				
	重兵衛新田				
	大森村				
	下古川村				
	上古川村				
	山路村				
	雀ヶ森村	★			
	鵜山村				
	宮路村				
	高田村				
	西光坊村				
鷹場外	上祖父江村	★			
	桜方村	★			
	寺内村	★		●	●
	中島村	★			
	田尻村	★			
	東丸渕村				●

【旧領】

- ・元和六年「徳川義直黒印知行目録」（『資料編2』151～152頁）

【返上運動】

- ・「御鷹場につき歎願」（『資料編』3、734～735頁）

【魚・鳥運上】

- ・「村々魚鳥運上銀之覚」（『資料編』3、824～825頁）

保7年以後は岩田のみ)の役割は、鷹場の取締や環境維持である。そして、嘉永4年に御鷹場奉行が新設され、岩田小弥太は用人との兼務ではなく鷹場専任となった。これ以外にも、鳥見頭―鷹場見廻役(鷹場の見廻りを行う)、鷹匠、餌差などの役職があった。

次に、鷹場内にある村方がどのような規制を受けていたのかを示したい。天保5年10月の「定書」によれば、以下の五点が遵守事項となる⁽²⁷⁾。

- ① 村方の者による殺生の禁止
- ② 屋敷印を持たない者が殺生を行っていた場合の通告
- ③ 足革のある鷹を見つけた時の差出
- ④ 諸鳥の巢に触れることの禁止
- ⑤ 鶏以外の鳥飼育の禁止

村方がこれらの事項を守ることにより、鷹場の鳥の生息状況を良好なものに保つことが求められていたのである。そして、こうした事項を横井家が村々に求めることができる、ということが鷹場になったことの効果であった。これまでも、横井家は赤目村(落伏村)での鷹狩りを許されていたが、そうした権限は持ち合わせていなかった。鷹場になって初めて鷹場内の殺生を禁止することができるようになったのである。

それでは、嘉永4年に新たに横井家の鷹場となった地域への取締はどうなっていたのか。上牧村他54か村(新規に鷹場となった村々)が連印した取締規定をみると、鷹場内で、屋敷印鑑(鑑札)のない者による狩猟禁止などが記されている⁽²⁸⁾。その内容はほぼ天保5年の「定書⁽²⁹⁾」とほぼ同じである⁽³⁰⁾。ここから、基本的に天保5年に鷹場となった地域と同様の鷹場禁令が出されていたとみてよいであろう。

ウ 鷹場の地域性

嘉永4年以降の最終的な横井家鷹場の領域は、どのような場所だったのだろうか。

平野部が広がる尾張では、河川の氾濫による水害が多く、特に西部に位置する海西郡・海東郡一帯は低地が広がっており、深刻な洪水被害が発生していた⁽³¹⁾。天保5年に横井家の鷹場に設定された地域は、木曾川と佐屋川にはさまれている。また、嘉永4年に拝領となった地域も、神明津輪中のほか、佐屋川流域、およびその以東の村々である。こうしたことから考え合わせると横井家鷹場全体がまさに水害多発地帯にあったといつてよいであろう。

③横井家の鷹場回復運動

ここまで、横井家の系譜・由緒や、鷹場の概要をみてき

た。これを踏まえて、次に横井家による鷹場回復運動を検討していきたい。より具体的に言えば、回復運動の史料を分析することにより、同家の鷹場認識を明らかにすることを目的とする。

横井家が尾張藩両家年寄(付家老)成瀬隼人正・万石以上年寄石河伊賀守らに鷹場拝領の内願を行ったのは、嘉永4年9月のことである。この一件については、「演説書⁽³²⁾」が岩田家文書に残されている。全体を掲載すると冗長になるため、ここでは一部分を引用しながら行論を進めたい。

ア 横井家の由緒意識

演説書では、まず横井家の由緒が記されている。それは、明応2年の愛知郡横江村(横井村)への移住から始まり、江戸時代までの功績や鷹狩りとの関係について述べられる。特徴的であるのは、徳川家康に仕える前の履歴は簡単に記されており、家康との関係を強調した内容となっていることである。また、「鷹の家」としての由緒を示すために、鷹場の拝領・返上については詳細に述べられている。その後、以下の記述がある。

〔史料1〕

就夫、当時拝領場所之儀ハ、
泰心院様御代、殺生
御免之場所ニ御座候処、元来池川も少く、其上近年入
水ニ而、洲入相成候分も有之、鳥附も不宜、田面之儀
ハ低所ニ而、内溜之節ハ、通路差塞キ、鷹術手練不行
届、歎々敷次第奉存候⁽³³⁾

〔史料2〕

前頭之通、
権現様方も格別ニ家柄之規模御立被成下、鷹場之儀ハ、
泰心院様御代迄、連綿与拝領罷在、先祖旧知之由緒も
相残り居候処、当時在所赤目之外者、旧知由緒之知行
所も無之、先祖之軍功何となく退転可仕哉ニ而、幾重
ニも遺念之至、歎々敷次第奉存候、付而ハ何卒先規之
通、場広ニ鷹場拝領仕、家伝之鷹術鍊熟仕、先祖軍功
之規模相残り候様仕度、代々年来之志願ニ御座候間、
御時節柄ハ奉恐入候得共、去末年、先規之通鷹場拝領
之儀、奉願候儀ニ御座候⁽³⁴⁾

この史料1と2には、横井家が鷹場拝領を望む理由が書かれている。まず史料1では、現状として天保5年に拝領した鷹場のみで鷹狩りを行うことの問題点を指摘している。池や川という水辺環境が少ないなど鳥の居着きがよくない状況である上、低所にある田や内溜が通路を塞いでしまうため、鷹狩りを円滑に行えないとしている。

史料2では、横井家の由緒から、鷹場拝領を願い出る理由を述べている。徳川家康よりも「格別」に家柄としての

規模を確保されたものであり、また鷹場も尾張藩三代徳川綱誠⁽³⁵⁾の時代まで受け継いできたものである。鷹術が家伝のものであるにも関わらず、鷹場がないために衰えてしまっており、「先祖の軍功」が残るようにするためにも、広い鷹場を求めるとしている。このように横井家にとっては家伝である鷹術を継承していくために鷹場が必要なのであり、その背景には、「鷹の家」としての由緒意識があったものと考えてよいであろう。

こうした由緒意識を裏付けるものとして、この内願が認められた後の動向が挙げられる。まず、鷹場拝領が決まると、横井家では「今般、被復先規、御旧知村々等御鷹場ニ被遊御拝領候付」として御祝の儀が執り行われることになった⁽³⁶⁾。さらに、安政3年(1856)には、この鷹場復活のことを記念して、赤目光耀寺の墓所に放鷹術の創始者四代時泰の墓碑を建立している⁽³⁷⁾。その中で、「天保申午と嘉永辛亥に至り、遊獵の復旧を得たり⁽³⁸⁾」とある。横井家にとって、放鷹術が先祖相伝の技術であり、その上で、嘉永4年の鷹場拝領がいかに横井家にとって大きな出来事であったかが窺われよう。

イ 鷹場領主への志向

そして、もう一つ大切なことは、横井家は知行地の「代償」としての鷹場支配を志向していたということである。史料2でも、先祖の軍功が衰えたことを、知行地の減少としてとらえつつも、それを復興する手段として家伝の鷹術を継承していくことと捉えていることが興味深い。この点をもう少し詳しくみていきたい。

〔史料3〕

前願之通、正保年西美濃おみて、知行所御引替相成候、付而ハ、右村々之儀ハ低所ニ有之、連々川底洲高相成、年々水腐勝ニ而漸々ニ収納も取劣、当時格外之下免ニ相成、上り知相成候、私旧知之儀ハ、尾州地ニ而水腐之場所も少く、地元宜村々ニ付、打出高等相束候而ハ、莫大之御益筋相成候由も申伝、且、今般拝領相願候元鷹場村々、魚鳥運上銀之儀も為差上納高とも不相聞、先般被下置候鷹場村々之儀も格別之訳を以、被復先規、先々赤目近郷一曲輪被下置候儀ニも御座候間、夫是訳御内含被下、格別之御愛憐を以、願之通一円拝領相済、家柄之規模御立被成下候様、別格御手厚御評議被下候様仕度、御内々只管御歎申候事、

九月

御名⁽³⁹⁾

この史料は、〔史料2〕に続く部分であり、演説書の末部にあたる。これをみると、まず正保の高概しによって尾張

の知行地が没収され美濃へ引き替えられたことが述べられる。その中で、新たに知行地となった美濃は水害によって稲も水腐れとなることが多く、生産力の劣っている土地であると指摘している。一方で、元々の尾張の知行地は対照的に生産力の高い土地であったとする。これまでみた通り、尾張の知行地も水害多発地帯であり、このような表現は誇大なものと思われる。そうした上で今回拝領を願っている鷹場のことに戻り、「一円拝領」によって家柄の規模を「御立被成下」ように歎願している。

こうしたことから、まさに横井家がかつての尾張の旧領地を回復するための一つの代償行為として鷹場拝領を求めていることが分かる。尾張藩の代官支配下にある地域を知行地として回復することはかなわなくても、鷹場支配の領主として復帰することを望んだものであった。そうしてみると、横井家自らがまさに「鷹場領主」となることを望み、そのことを実現したと言えるのである。そしてその背景には、横井家の「鷹の家」としての強い由緒意識があったものと考えられる。

2 鷹場領主としての施策と限界

①鷹場領主としての施策

それでは、鷹場領主としての横井家が実際にどのような施策を行っていたのか。ここでは、狩猟許可、水害対応という二点についてみていきたい。

ア 漁労・鳥獣の許可

〔史料4〕

- 一 今度、両川通、御拝領相成候付、是迄殺生にて渡世仕来候窮民共、令難渋候旨ニ而、御鷹場内村々庄屋共を以殺生致度旨、相願、右ハ是迄之振を以、運上銀相定被 仰付被下候様相願候付、此度及言上候処、尤之儀ハ 思召候得共、御拝領之間も無御座儀ニ付、右様相成候而ハ、上江御対し御不都合ニ 思召候付、右願之趣ハ難相済、併、窮民共難渋之儀も難被見捨候付、為御救窮民共江殺生被 仰付答相成候付、木曾川通ハ壱人ニ付、中鱒貳本、佐屋川通ハ壱人ニ付中鱒壹本ツ、差出候様申渡候処、右ニ而ハ数々之儀ニ付、魚ニ而差上候儀ハ甚難渋ニ付可相成ハ代銀を以上納仕度旨相願候付、右ハ全御救之事ニ付、右願之通代銀を以、上納可致旨申渡、代銀何程差出候哉与、殺生人共江相尋させ候処、木曾川通之儀鱒貳本ニ付代銀五匁、佐屋

川通之儀ハ鰯壹本ニ付代銀三匁、可差出旨申候
付、右願之趣及言上、左之通請書為致、川並方
鑑札并添鑑札、殺生人老江式枚ツ、見廻之者
より、為相渡候事、

但、請書ハ別帳ニ綴入置、本文鑑札之儀ハ鰯
殺生江付、相渡儀ニ付、鰯殺生無之様相
成候ハ、早々引上、年々鰯殺生之節相渡
筈⁽⁴⁰⁾

この史料は、天保14年(1843)3月に木曾川・佐屋川の
窮民向けの運上銀を定めたものである。両川が鷹場付と
なったため、これまで殺生によって渡世をしてきた窮民た
ちは漁獵ができなくなってしまった。本来は拝領間もない
時期であり、「上江御対し御不都合」であるが、「御救」と
しての殺生が認められることになったとしている。この結
果、鷹場付川での実際に鰯殺生を生業としていた者たちへ
鑑札が下付され、「御救御免」の請書が提出されている⁽⁴¹⁾。
横井家としては、新たに鷹場付となった川での漁獵(鰯漁)
を、窮民への御救として許可している。ただし、全ての漁
獵について認めたものではなかった。

〔史料5〕

乍恐奉願上候御事

一 当 御屋敷様旧御領知一円、今度御鷹場ニ御拝領
相成候付、諸事背筋等無之様村中締方被 仰渡奉
畏候、右ハ神明津輪中ノ儀ハ木曾佐屋両大川ニ被
挟、杵所木曾川落ニ御座候処、右両川共川底高ク
相成、定水盛上自然と悪水吐出不申、毎年水損相
増、就中、近年ハ畑方並居屋敷迄も水乗、定水損
難渋之村方ニ御座候、其内当両村之儀ハ輪中下手
ニ而、小百姓ニ至り候而ハ其日之渡世も送り兼候
付、悪水落江通り丈ハ畔田禿地等ニ而、魚殺生等
仕父母妻子等育方之助精ニ仕来り候処、此度、
御屋敷様御拝領場ニ相成候付、背筋無之様嚴重ニ
締方取斗申候付、困窮者ニ至り候而ハ十方難渋之
段、御屋敷様江御願申上呉候様申出候付、何卒
別段御慈悲御憐愍を以、御救と被爲
思召分、是迄之御運上銀ニ別紙之通り、増上納仕
候而魚殺生御免被成下置候様仕度此段偏ニ奉願
上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、冥加至極難
有仕合奉存候、以上

亥

十二月

神明津村庄屋

武四郎 ㊤

同所新田庄屋

治右衛門㊤

川北村庄屋

儀右衛門㊤

横井伊折介様

御屋敷⁽⁴²⁾

この史料は、嘉永4年(1851)12月に神明津輪中の村々
が御救としての漁獵を申請したものである。ここでは、ま
ず輪中としての地形的悪条件を挙げた上で、小百姓に至っ
ては魚殺生によって渡世をしている状況が述べられている。
文中、「右両川共川底高ク相成、定水盛上自然と悪水吐
出不申、毎年水損相増」というのは、木曾川・佐屋川の川
底が土砂によって高くなり、神明津輪中からの排水が不可
能となり、「内水氾濫」による被害が起こっていることを意
味している。

そして、「悪水落江通丈ハ畔田禿地等ニ而、魚殺生等仕父
母妻子等育方之助精ニ仕来り候処」というのは、「堀田」の
堀潰れ部分における漁労の許可を求めているものである。
堀田というのは、水害を避けるために、盛り土をして築か
れた水田のことをいう。盛り土をするために、掘り取られ
た部分を「堀潰れ」といい、ここには用水路のように水が
入れられていた⁽⁴³⁾。そのために、堀潰れに魚が住みつくよ
うになり、またそれを狙って鳥が飛来し、結果として魚や
鳥が生息する環境となる。この願書では、そこでの漁獵を
求めているのである。

この堀田については、佐野静代氏が近年、注目すべき研
究を行っている。堀田を築く理由はこれまで田地での収獲
率向上にあるとされてきたが、十九世紀前半の淀川沿岸で
の実態をみると、堀田への転換には、堀潰れでの「魚鳥漁
獵」が戦略的に織り込まれていた可能性を検討するべきと
している。佐野氏はこれを「米+魚鳥という疑似的な二毛
作」とも捉えている⁽⁴⁴⁾。本論文でもこの視点に学び、堀田
での漁労、鳥獵を積極的に位置づけることとしたい。

史料に戻ろう。ここでは、御救として、運上銀を増額す
ること、これまで通り魚殺生を行うことの許可を求めている。
これは、この地域が尾張藩の運上場であった時と同じく、
運上銀を支払うことで漁獵を行うことを求めたのである。
これに対して、横井家側は、「水腐勝之村方ニ而、窮民
令難渋候間、助成之為」として運上銀を支払うことを条件
に漁獵を許可している⁽⁴⁵⁾。

この他、運上銀を支払うことで漁獵の許可を求める嘆願
書が新たに鷹場に編入された村々から出される⁽⁴⁶⁾。横井家
鷹場に編入されても、漁獵を生業とする者たちへは、御救
を名目として狩獵を許可されていたことが分かる。

それでは、実際に新たに鷹場に設定された村々はどのよ
うな運上を納めていたのだろうか。前掲の表1は、嘉永
5年に運上銀を納めている村を一覧にしたものである。こ

れによれば、魚運上銀と田場鳥運上銀とがあり、魚だけでなく鳥獵も運上銀を支払うことで許可されていたことがわかる。これと図3を照らしあわせると、佐屋川下流域の村を除き、多くの村で運上銀支払に基づく狩猟が行われていたことがわかる。

横井家鷹場においても、堀田という水辺の環境の中に魚と鳥が棲息し、「魚鳥漁獵」が村の生業となっていたのである⁽⁴⁷⁾。この漁獵の許可は、輪中地帯の人々にはまさに死活問題であった。しかし、横井家にとっては、鷹場である以上は、無前提に狩猟を許可することはできない。そこで、「御救」の論理＝領民の生活を成り立たせるための施策として許可されることになったのである。

イ 水害で被災した村への白米給付

次に、横井家による御救の一つとして、災害にあった村への救恤をみていきたい。本地域は輪中地帯であり、水害が頻繁に起こっていた。このような水害に対してどのような対応をしていたのかを明らかにする。

〔史料6〕

八月八日

一 立田輪中下、又右衛門新田圀堤切入、令入水候、右ハ切所下モ手ニ付、水越赤目方上江ハ、床上水附之分も無之由相聞、丑年入水之節ハ御鷹場村々江も一同被下候得共、今般之儀ハ床上江水附之村々斗被下筈ニ付、早尾村、塩田村、町野村、葛木村、戸倉村、新右衛門新田、西一色村、下一色村、笹塚村、右九ヶ村江白米三石可被下と之御事ニ付、左之通、呼出之儀申遣、被下方等水谷藤十郎赤目ニ罷在候ニ付夫々為取斗候事、

但、右白米之儀ハ御勝手方出候事、其村々今度入水ニ付、焚出方可被遣処、在所表も入水取斗行届兼候間、右焚出米可差遣候間、村々申合為惣代各之内壺兩人印判持之、運ひ舟手当、来ル五時赤目屋敷江可被罷出候、承知之上早々順達、納村方赤目屋敷江返戻可給候、

八月

水谷藤十郎

九ヶ村銘々認

右村々庄屋中

一 今日為請取 庄屋罷出候付、左之通、以書付を以申渡、白米三石相渡候処、則請取書差出、

九ヶ村 銘々認

惣百姓共

其村々令入水笑止之至、難渋深く察入事ニ付而、不取敢焚出等可遣処、在所表入水不任心底候、仍之、隠為少分寸志之給為焚出料白米三石差遣、
本文之趣、末々迄申聞、夫々配分方取斗、右割付之次第追而書付を以申達可有之候、

八月⁽⁴⁸⁾

この史料は、嘉永3年8月、立田輪中にて水害が発生し、横井家が早尾村など9か村へ白米三石を給付したことを示すものである。丑年（天保12年）の水害時には鷹場村々へ一同に白米を給付したが、今回は床上に浸水した村だけに給付するとしている。また本来は焚き出しなどの援助も行ふべきであるが、在所表（赤目村）も被災しているので、米の給付だけを行うとしている。

ここから鷹場領主としての横井家が水害時には領民救済を行っていることが確認できる。この早尾村9か村にとっては、横井家との関係は「鷹場」以外にはなく、横井家が御救行為を行う理由は、鷹場領主としての責務から以外には考えられない。これは一過的なものではなく、たとえば慶応2年（1866）の水害時にも同じ9か村に白米三石が給付されていることが確認できる⁽⁴⁹⁾。

このように、横井家は鷹場領主として、水害発生時には領民の生活を白米給付を行うなどの援助を行っていることがわかる。

③鷹場返上の歎願と「忠節」の村

ア 鷹場返上の歎願

以上、みてきたように、領民の生活を成り立たせるために横井家は鷹場領主として漁獵の許可・水害時の白米給付などの御救を行っていた。しかし、そのような中で、安政期に入ると横井家鷹場の返上を求める動きが領民側から起こされていくのである。ここでは、その動きをみていきたい。

〔史料7〕

乍恐難渋ニ付再応御歎願奉申上候御事

当村々之儀、嘉永五子年九月方、横井伊折介様御鷹場ニ相成、魚鳥共殺生御差留メ被 仰付候、右ハ、愚昧之者共、彼是申立御願奉申上候ハ、甚奉恐入候得共、右体魚鳥共殺生御差留メニ付而ハ、自然与雁鴨之類夥敷寄り附候様相成候儀者、前々方申伝へも承知仕居候付、前条被 仰渡候節、御省キ被成下置候様仕度段、村々方御歎願をも奉申上候得共、
御上様方被 仰渡之御儀ニ付、押返シ申上立品仕候儀ハ、恐多く奉存、無是悲御請申上候儀ニ御座候、其已

来年々相試候処、不違案ニ、雁鴨都而諸鳥之類、夥數群寄り、立毛喰荒シ、村々御百姓共、右難渋之次第、去寅年八月比哉御歎願奉申上候処、横井伊折介様之儀ハ、格別之御家柄に付、一旦御拝領場ニ相成候事故、不容易儀、猶又、右節差障筋無之旨、村々方御請をも奉申上置候儀ニ付、難取綺趣厚御理解被 仰聞奉恐承、其段村々おみて、御百姓中江、右御理解之趣申論候得共、兎角村役人共之働薄キ故、不行届候様申立、村々不穩成候間、不顧恐再応御歎願奉申上候、右難渋之趣、左ニ奉申上候、

【中略】

一 田畑諸立毛之害ニ相成候節、鳥追之儀、素方御免被 仰出 難有承知罷在申候、猶又、今般改而鳥追並鳥威シ等之儀、委曲被 仰出、難有御儀ニ奉存候得共、中々以農業之間ニ而ハ不行届、且又、木曾川方西之美濃地ニ而ハ、鉄砲打放シ、繁々威シ候付揚越シ、当村々之池川江寄付申候、然ル処、横井伊折介様御鷹場ニ相成候段、鳥類共能覚へ相馴染、年々群寄り増長いたし、前頭之通、田畑相荒シ、往々ハ、御百姓相続ニも相抱り、乍左、御年貢を初メ、御役銀御上納も難相勤候様ニ成行候ハ眼前之儀ニ付、村々大小之御百姓共一同、歎息不穩成候間、不得止事、再応御歎願奉申上候、何卒

御慈悲を以、前条之始末御賢察被成下置、村々御百姓共御救与被思召、右、横井伊折介様御鷹場之儀、嘉永五子年已前ニ被爲復、村々御運上場ニ被仰付被下置候様仕度、則、右御家之儀ハ、格別之御訳柄にも御座候ハ、恐多申上方ニ候得共、差障り無之ヶ所江、御場所替へ被成下置候歟又ハ、以来村高ニ応シ、永々御高引ニ被成下置候様、何レニも、御百姓共相続方、早行御手厚ク御評議之上、御聞濟被成下置候様、只管御歎願奉申上候、前条奉申上候通相叶候ハ、村々御百姓共一同、安堵相続可仕与、冥加至極難有仕合可奉存候⁽⁵⁰⁾

安政 2 年（1855）8 月、鷹場の返上を求める嘆願書が 8 か村の庄屋（東川村は庄屋代）から提出された。この時に名を連ねた村は前掲表 1 の「返上」で☆印のついている村になる。領内草平を除き、その大半がかつて横井家が知行地としていた村であった。史料に宛先は記されていないが、文面から尾張藩所付代官所に提出されたものと思われる。

歎願を行う理由は以下の点にある。

・嘉永 5 年 9 月に横井家の鷹場となってからは、雁・鴨類が多く寄り付くようになり、麦を喰い荒らすなどの被害が出ている。

・鳥を追ひ払うことは許可を得て行っているが、「横井伊折介様御鷹場ニ相成候段、鳥類共能覚へ相馴染、年々群寄り増長」しているため、効果は薄い。

このような鳥の害に対して、百姓御救のため、嘉永 5 年以前の運上場に復して横井家鷹場は場所替とするか、あるいは村高を減ずるかの処置を求めている。

表 2 鷹場による被害の内容

時期	被害内容
春先	麦が 2・3 寸も生えてきたところを、雁・鴨の群れや大鳥によって喰い荒らされる。
秋 から 冬	雁・鴨の群れなどが池や川に寄り付いて、夜分に枯田の稲穂を喰い荒らす。
明 田 の 時期	雁・鴨の群れなどが稲株や肥土を喰い尽くし、地性が衰える。
全時期	堀田や池沿いの地で真菰などの根際・泥土・田の刈り株を鳥が掻き散らす。そのために池沿いの田畑や水田の畦道などに欠損が生じ、大雨の時などに悪水が流れこんで肥え土を押し流してしまう。

出典：「御鷹場につき歎願」（『資料編』3、734～735 頁）

この嘆願書に書かれている被害実態は、【中略】となっている部分に書かれている。それをまとめたのが表 2 である。季節に沿って書かれており、当該地域の特性も踏まえた具体的な記述となっている。まず、春に麦が被害にあったことが述べられ、史料原文ではその後に「右作物ハ、御百姓共之夫食第一ニ付」と書かれており、当地域の主食であった麦が大きな被害を受けたとしている。その次には秋～冬の稲穂の被害、稲刈り後の稲株・肥土の被害と続く。そして、通時的な被害として堀田や池沿いの地において真菰などが生えている「根際」などを掻き散らす被害について述べている。先も記したように堀田は、輪中地帯に特徴的な水田である。さらに、大雨時に悪水が押し寄せて肥土を流してしまう、というのは、まさに輪中地帯の中にも高低があるために起きる水害である。

勿論、ここに記されていることは、嘆願書の記述であるために、全てを事実として認識するべきではないだろう。しかし、その記述は、輪中地帯の特徴をよくふまえ、生業の実態に根差したものと言ってよい。そうしたことから言えば、まさに鷹場という環境が、村の生活を破壊するということについての具体的な訴えとなっているのである。

そして、もう一つ重要なことは、夫食である麦が鳥によって喰い荒らされるために、生活が成り立たなくなってい

ると主張している点である。この地域でも麦は稲作の裏作として、主として農民たちの食糧＝夫食とするために作られていた。こうした夫食については、基本的には領主も年貢をかけず、危急の時は夫食を貸し付けるなどの対応をとる。したがって、領主にとっては「御救」を行っていく上で、夫食である麦を確保することは、最も重要なポイントとなるものであった。

横井家が鷹場領主として、「領民の生活を維持」していくという点から言えば、この点を突かれることが最も厳しいものであった。鳥の居つきをよくすることと、農作物を保つことの矛盾が露呈する問題だからである。8 か村の庄屋たちは、「御救い」主義ともいべき領主の責務を逆手にとり、またこの根本的な二律背反を自覚して鷹場返上の歎願を展開しているといえよう。

この歎願書が出された後、鷹場替えが行われたという事実はない。実際に横井家の鷹場が返上されるのは明治2年(1869)のことである⁽⁵¹⁾。しかし、この歎願はまさに横井家の鷹場領主としての限界を露呈させるものであるといえる。横井家が領主として窮民の御救を行い、水害への対応を行ったとしても、その効果は限定的であり、なにより夫食である麦を維持することができないという致命的な問題を抱えた。したがって「横井家鷹場が消滅する」ということの方が、むしろ地域の人々にとって「御救」になると認識されていたと言えるのである。

イ 忠節を尽くす村の存在

しかし、こうした中であって、鷹場領主としての横井家に忠節を尽くす村もあった。

〔史料8〕

乍恐内々御達奉申上候御事

当村方庄屋役、当時私当番相勤居、然ル処、今般隣村方

御屋敷様御鷹場ニ付、別紙村々写之通り、再歎願を相認順達仕、右、承知之上、連印可致様申越候処、当村之儀ハ別而、御百姓口儀候間、ケ様之連印仕候而ハ、御屋敷様江も奉恐入候哉与奉存候間、右村々歎願ニハ、下ヶ札をいたし、相省キ呉候様断申、先村江順達仕候間、仍之此段、写相添御達奉申上候、 已上

卯八月

野田村庄屋

与右衛門 印

御鷹場

御奉行所⁽⁵²⁾

この史料は、鷹場村の一つである野田村から横井家の鷹場奉行所へ出された上申書である。これによれば、他の鷹

場村々による鷹場返上の嘆願の動きを報告した上、横井家に対して「奉恐入候」として連印をしなかった旨が記されている。先にあげた鷹場村々の嘆願書が岩田家文書の中に留められているのも、この野田村の密告があったからであろう。同村に同調する動きがどの程度あったかは不明であるが、このような村が出現するということは、横井家の鷹場領主—支配村としての関係性が一定程度生まれていたことを証明するものといえよう。

本節での分析により、御救を理由に鷹場内での狩猟を認めるという、鷹場領主の限界が明らかになった。鷹場領主が御救によって領民を支配しようとしても、鷹場になったことで生じた鳥害が人々の生活を脅かせば、その構図は脆くも崩れ去るのである。その行きつく先が鷹場の返上歎願に他ならなかった。ただし、野田村のように歎願に加わらず、そのことを横井家に上申した村もある。鷹場領主なりの「仁政」の効果であるといえよう。

おわりに

本稿で明らかになったことは、以下の三つにまとめられる。

第一に、鷹場領主の概念について。横井家が鷹場として拝領した地域は、横井家の所領ではなく、同家は個別領主権を持っておらず、鷹場のみを支配する領主として地域に対峙することになった。もちろん、人格支配をしていない中で、それを「領主」としてよいのかという批判はあるだろう。しかし、本稿でも見たように、①輪中地帯という地域的特性に応じて、領民の生活が成り立つように漁猟を許可していること、②水害時には白米支給などを行っていること、③鷹場返上運動がおこる中でも、横井家に忠節を尽くす村があったこと、を踏まえるならば、擬制的な支配関係が形成されていたと見るべきである。このように非領国において鷹場による支配だけで領民と支配・被支配の関係を結び、御救行為を行う主体こそが鷹場領主だったのである。

第二に、横井家の由緒と鷹狩りの関係について。横井家は、豊臣秀吉から全国での鷹の使用権を認められ、また徳川義直に鷹狩りの範を示したと伝えられている。その後も鷹狩りの技術は代々受け継がれてきたものであり、それは同家の由緒を語る上で重要な要素となっていた。こうしたことが、横井家がかつての知行地において、鷹場領主として復活することを志向する背景となった。横井家は、鷹場増拝領を藩中枢に働きかけ、結果として嘉永4年(1851)にかつての知行地をほぼ含んだ領域を鷹場として拝領することになった。

第三に、水害が多発する輪中地帯の地域性について。横井家の鷹場に編入された地域の人々では、生業を継続させるため、御救による狩猟継続を横井家に求めていった。横井家側もこうした訴願を認めざるをえず、運上銀支払を条件に、御救名目で漁猟を許可することになった。そこでは、輪中地帯に特徴的な「堀田」での漁猟が認められるなど、輪中という地域環境に適応した施策が行われることになった。また多発する水害に対して、横井家は知行地でないにもかかわらず、村々に対して白米を給付するなどの御救を行っていたのである。このように、横井家の鷹場支配は、輪中という地域環境に対応したものであったといえよう。

以上、本稿では、「鷹の家」としての由緒を有する横井家が、かつての知行地において鷹場支配を復活させ、鷹場領主として、輪中という地域環境に応じた支配を行おうとしていたことを明らかにした。しかし、この横井家鷹場の顛末は、一方で鷹場支配そのものの限界性も露呈することになる。鷹場返上を訴える村々は、その領主性を否定し、また鷹場の存在がどのように生活を脅かすのか、詳細に渡って訴え出たのである。鷹場領主として御救を行い、それが地域に適合したものであったとしても、領民の生活にとって最善であるのは、鷹場が消滅することである以上、それは根源的な矛盾を孕んだものであったのである。

また、本稿において鷹場が環境にどのような影響を与えていたかを検討する中で、鷹狩り・鷹場のもつ本質的な性格も見えてきたように考える。横井家は享保2年(1717)以降、領地・赤目村(落伏村)での鷹狩りを免許されていたが、天保期以降に鷹場を拝領するようになって大きく変化したのは、鷹場内の村に対して、殺生を禁止することができるようになったことである。その結果、鳥の生息環境が保護され、他地域からも諸鳥が集まってくる状態となった。それが鷹場内で深刻な鳥害を生み出すことになり、鷹場内領民の生活環境を脅かすことになっていったのである。

ここから、鷹場が環境に与える大きさとともに、それがいかに人為的に管理された環境であったのかも分かるであろう。逆に言えば、ここまで環境管理をされなければ、鷹狩りという狩猟行為は成立しなかったともいえる。横井家が鷹狩りの技術を保持するために、鷹狩り行為の免許だけでなく鷹場の拝領を求めたのも、まさにその理由によるものであったと考えるのが妥当である。

〔註〕

- 1 大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、1996年)など。
- 2 根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、2008年)など。
- 3 福田千鶴「近世初期福岡藩における鷹場支配の展開」『地方

史研究』231号、1991年)・同「福岡藩の御鷹場支配についての一試論」(『九州史学』105号、1992年)・同「福岡藩の御鷹場支配と残島」(『地方史ふくおか』24-3号、1991年)、後に同『江戸時代の武家社会—公儀・鷹場・史料論』(校倉書房、2005年)に収録。

- 4 岡崎寛徳「近世中期における彦根藩『御鷹場』の認識」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家—関東と畿内の比較から—』岩田書院、1997年)。
- 5 木原克之「御三家筆頭の鷹場支配」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究(第三篇)』清文堂出版、2007年)。
- 6 深谷克己『百姓成立』(塙書房、1993年)。
- 7 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(御茶の水書房、2004年)。
- 8 佐野静代「近世における『水田漁猟』の展開と河川流域の環境変化」(『史林』101巻3号、2018年)。
- 9 拙稿「藩士の鷹場と地域—尾張藩士横井家を事例に—」(『鷹・鷹場・環境研究』第3号、鷹・鷹場・環境研究会、2019年)。
- 10 本稿でも、鷹場を支配する主体を「鷹場領主」と定義する。
- 11 八開村史編さん委員会・八開村史調査編集委員会編『八開村史 通史編』八開村役場、2000年。以下、注記をする場合は『通史編』とのみ記す。また同史資料編についても『資料編』と記す。なお、史料の引用にあたっては、句点を読点に改めた。また岩田大蔵家文書については、史料写真(愛知県総務局総務部法務文書課県史編さん室または愛西市佐織公民館所蔵)と照合して、誤読が明確な箇所については適宜修正を行った。
- 12 以下、本節①「横井家と鷹のつながり」・②「横井家の鷹場と地域性」における同家及び鷹場の記述については、特に断りのない部分については『通史編』第3章第3節「横井氏の系譜とその歴史」(服部元之・横井狂時執筆)、第4章第5節「近世の横井氏」(飯尾利尾執筆)、同第6節「御鷹場」(飯尾利夫・横井狂時執筆)によるものである。また、横井家の系譜については、福田千鶴「豊臣秀吉の鷹匠とその流派」(『鷹・鷹場・環境研究』第4号、2020年)も参照のこと。
- 13 徳川家康の第四子。慶長5年(1600)年10月7日尾張国清洲城に転じられて、尾張一國六十二万石を領する。尾張藩形成の先駆けとしての役割を果たした(所理喜夫「松平忠吉」、『国史大辞典』、吉川弘文館、JapanKnowledge、<https://japanknowledge.com>、参照 2020-01-12)。
- 14 この正保高概は、①石高の増加、②藩の蔵入地の増加・給地の減少、③給人の実収入低下、④給地の割替、⑤平均免の確定をもたらすものであった(秦達之「初期尾張藩の家臣と給知」、林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版、1975年)。
- 15 赤目横井家文書では、織田信長の黒印状1通、豊臣秀吉の朱印状1通、徳川家康の書判状6通が残されている(『資料編』2、132~135頁)。
- 16 「豊臣秀吉朱印状」(『資料編』2、132頁)。
- 17 『資料編』2、163頁。
- 18 「鷹之書」(『資料編』2、157~163頁)。この史料については、前掲、福田千鶴「豊臣秀吉の鷹匠とその流派」に詳しい。
- 19 『通史編』171頁。
- 20 「尾張国御法度之古記」(『資料編』2、185頁)。
- 21 前掲、福田千鶴「豊臣秀吉の鷹匠とその流派」。
- 22 「黒印由緒書の控」(『資料編』2、165頁)。
- 23 なお、横井家が鷹場増拝領を求めた際の嘉永4年の「演説書」(『資料編』3、614~616頁)。によると、鷹場返上後もほとんど「赤目近在一曲輪」で一部の場所を除き殺生を許されていたが、享保2年になって改めて在所赤目村で鷹狩りを行うことが許されたと由緒が記されている。こうすると、生類憐みの令によって、鷹狩りを行うことはできなかったが、放鷹権は

- 短い期間を除いて継続して保たれていたことになる。しかし、このことは、寛政3年に尾張藩に提出された前掲の「黒印由緒書の控」には記されていない。またそれを裏付ける別史料もないため、ここでは注記するにとどめ、今後の課題としたい。
- 24 史料上には、赤目村とは記されておらず、「鷹御免鷹場の儀、先ツ在所斗ニ而」（前掲、「黒印由緒書の控」）とある。しかし、同じ史料の別の場所に「正保年中尾州概高仰せ付けられ候節、在所の外ハ残らず知行所、御引替下し置かれ候」（『資料編』2、165頁）とある。正保高概して落伏村（後に赤目村と改称）を残して横井家の知行が美濃国内に変更になったことを踏まえると、ここでの「在所」とは赤目村（落伏村）と捉えるのが妥当である。
- 25 なお、寺内村については、魚運上・田場鳥運上とも納めている。鷹場となった時の請書に名前は見えないが、実質的には横井家の鷹場に含まれていたものと思われる。
- 26 前掲、拙稿「藩士の鷹場と地域―尾張藩士横井家を事例に―」。
- 27 前掲、拙稿「藩士の鷹場と地域―尾張藩士横井家を事例に―」。
- 28 嘉永四年「御鷹場村々願達之重帳」（『資料編』3、648～652頁）。
- 29 天保五年「御鷹場留」（『資料編』3、338～339頁）。
- 30 「一 野外おみて有来之神事仏事之外、惣中火を立候儀可為無用候。但、三月三日方九月九日迄不苦候。」「一 野外新規家作之儀ハ申達可任差図候。」の二か条だけ加えられている。
- 31 愛知県史編さん委員会編『愛知県史 通史編 4 近世 1』（愛知県、2019年）、326頁。
- 32 嘉永四年「内密留」（『資料編』3、614～616頁）。
- 33 『資料編 3』、615頁。
- 34 『資料編 3』、615頁。
- 35 泰心院は、綱誠の院号。元禄期に生類憐みの令によって鷹場は返上となるが、その時の尾張藩主が徳川綱誠であった（「尾張徳川家系譜」、名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編』第1巻、名古屋市教育委員会、1988年）。
- 36 「御鷹場拝領につき御祝儀之次第書」（『資料編』3、831～833頁）。
- 37 『通史編』156頁。
- 38 『通史編』177頁。
- 39 『資料編』3、615～616頁。
- 40 天保一四年「御鷹場留」（『資料編』3、386～387頁）。
- 41 天保五年～嘉永二年「御鷹場村々願達之重帳」（『資料編』3、638～640頁）。
- 42 嘉永四年「御鷹場村々願達之重帳」（『資料編』3、656頁）。
- 43 伊藤安男『洪水と人間―その相剋の歴史―』（古今書院、2010年）、155～160頁。
- 44 前掲、佐野静代「近世における『水田漁簍』の展開と河川流域の環境変化」。
- 45 嘉永四年「御鷹場留」（『資料編』3、496頁）。
- 46 嘉永四年「御鷹場村々願達之重帳」（『資料編』3、652～657頁）。
- 47 木曾三川下流域の輪中地帯においても、堀田（堀潰れ）と魚・鳥簍と深く関わっていることが指摘されている（前掲、佐野静代「近世における『水田漁簍』の展開と河川流域の環境変化」・菅豊『水辺』の開拓史―近世中期における掘り上げ水田工法の発展とその要因（『国立歴史民俗博物館研究報告』第105集、2003年））。
- 48 嘉永三年「御鷹場留」（『資料編』3、453頁）。
- 49 「立田輪中入水見舞之覚」（『資料編』3、846頁）。
- 50 「御鷹場につき歎願」（『資料編』3、734～735頁）。
- 51 『通史編』178頁。

52 前掲、「御鷹場につき歎願」。

[付記]

本研究は、JSPS 科研費 JP16H01946 の研究助成を受けたものです。